

目 次

第1章 基本的事項	1
1 推進計画策定の趣旨	1
2 推進計画の性格	1
3 推進計画の期間	1
4 推進計画の構成	1
第2章 具体的な施策	4
1 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に関する施策	4
(1) 資源循環の推進	4
ア. 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進	4
① 発生抑制の推進	4
② 再使用・再生利用の推進	5
イ. 廃棄物の適正処理の推進	8
ウ. 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置	9
① 不適正処理の未然防止	9
② 過去の不法投棄等の是正措置	9
(2) 地球温暖化の防止	11
ア. 温室効果ガス削減対策の推進	11
① 産業部門における対策の推進	11
② 運輸部門における対策の推進	12
③ 民生部門における対策の推進	12
イ. エネルギーの適正利用の推進	14
ウ. 新エネルギーの導入促進	15
(3) 大気環境の保全	16
ア. 大気汚染の防止	16
イ. 自動車環境対策の推進	18
ウ. 騒音・振動の防止	20
エ. 悪臭の防止	21
(4) 水環境の保全	22
ア. 水質汚濁の防止	22
イ. 生活排水対策の推進	24
ウ. 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用	25
① 水循環・浄化機能の確保	25
② 水資源の適正利用	26
(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進	27
ア. 有害化学物質対策の推進	27

① 重金属等の有害化学物質への対応	27
② 新たな有害化学物質への対応	27
イ. 化学物質の適正管理の推進	29
ウ. 地下水・土壌汚染対策の推進	30
2 基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策	31
(1) 多様な自然環境の保全	31
ア. すぐれた自然の保全	31
イ. 里地里山等の保全	33
ウ. 水辺環境の保全	34
(2) 生物の多様性の確保	35
ア. 貴重・希少な野生動植物の保護	35
イ. 地域の生態系の保全	37
(3) 自然とのふれあいの確保	39
ア. 自然公園等の整備・活用	39
イ. 森林・水辺等の保全・活用	40
(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全	41
ア. 森林環境の保全	41
イ. 農地環境の保全	44
ウ. 沿岸海域環境の保全	46
3 基本目標Ⅲ「やすらぎとつるおいのある快適な環境の創造」に関する施策	48
(1) 身近な自然環境の保全・再生	48
ア. 身近な緑の保全・創出	48
イ. 身近な水辺・海辺の保全・再生	50
ウ. 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生	51
(2) 良好な景観の形成	53
ア. 都市景観の保全・創出	53
イ. 農山漁村景観の保全・復元	55
ウ. 良好な郷土景観の形成	56
(3) 歴史的・文化的環境の保全	57
ア. 文化財等の保護・活用	57
イ. 歴史的・文化的景観の保全・活用	59
4 基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策	60
(1) 環境経営の推進	60
ア. 県における環境経営の推進	60
イ. 市町村における環境経営の促進	62
ウ. 事業者の環境経営の促進	63

(2) 環境教育・環境学習の推進	64
ア. 環境教育・環境学習の拠点施設の活用	64
イ. 環境教育・環境学習の充実	66
(3) 地域における環境保全活動の促進	68
ア. 地域における自主的な環境保全活動の促進	68
イ. 各主体の連携による環境保全活動の促進	70
(4) 国際的な環境保全活動への協力・貢献	71
ア. 国際的な環境協力・貢献の推進	71
5 共通施策	73
(1) 環境保全の総合的取組みの推進	73
ア. 基盤的施策の推進	73
イ. 環境汚染等の未然防止	73
ウ. 公害健康被害の救済・予防	73
エ. 公害紛争への対応	74
(2) 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供	75
ア. 監視・観測等の体制の整備	75
イ. 環境情報の整備・提供	75
(3) 環境保全に関する調査研究等の推進	76
ア. 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究	76
① 資源循環に関する調査研究	76
② 大気環境保全に関する調査研究	77
③ 水環境保全に関する調査研究	77
④ 多様な自然環境保全に関する調査研究	78
イ. 地球規模の環境保全に関する調査研究	78
第3章 計画の推進	79
1 県における推進体制	79
2 計画の進行管理	79